# 4. 困った時のサポート・相談窓口

## (1) 役場 保健こども課

保健子ども課では、育児や健康に関する次のような相談事業を無料で実施しています。また、育児や栄養、発達に関するさまざまなご相談も随時受け付けています。

≪日　時≫　平日　午前８：３０～午後５：１５
≪対応者≫　保健師・管理栄養士
≪電　話≫　62-1112

## (2) 子育て支援センター（地域交流センター内）

子育て支援センターは、親子、妊婦さん、祖父母など、子育てに関わるあらゆる方々に利用していただけます。

### ☆子育て相談

電話・来所にて、さまざまな子育てに関する相談を受け付けています。
※来所相談の場合は電話で日時を相談させていただきます。

≪日　時≫　平日　午前８：30～午後５：00
≪対応者≫　保育士・子育て支援員等
≪連絡先≫　TEL：63-0070　　FAX：62-0071
≪住　所≫　度会町棚橋 1453-2　地域交流センター内

### ☆子育て情報誌「わたっこ通信」の発行

子育てに関する情報や、各事業についての案内を掲載した子育て情報誌「わたっこ通信」を毎月 15 日に発行しています。**度会町ホームページへの掲載のほか、町内のスーパーと美容室に１か所ずつ設置しています。**

### ☆ブックスタート事業（ぴよぴよクラブ）

生後３か月から６か月の赤ちゃんを対象に、絵本の読み聞かせを行っています。この事業（ぴよぴよクラブ）に参加できなかった方は、訪問等で読み聞かせを実施しています。

≪対 象 者≫　生後３か月～６か月の赤ちゃんとその保護者の方
≪周知方法≫　個別通知
≪訪 問 者≫　保育士等
≪連 絡 先≫　子育て支援センター（TEL：63-0070）

## ☆わたっこBabyひろば

生後 12 か月頃までの赤ちゃんとお母さんのための広場を開催しています。そろそろ赤ちゃんとのお出かけにチャレンジしてみようかなと思ったら、気軽に遊びに来てください。希望される方には身体測定や子育て相談も行います。

**≪開催日時≫**　原則毎月第４水曜日　午前 10 時 30 分～11 時 30分

※日程は変更になることがありますので広報紙をご確認ください

**≪開催場所≫**　子育て支援センター

**≪予約方法≫**　子育て支援センター　TEL：63-0070

**≪開催内容≫**　赤ちゃんと楽しむふれあい遊び　ミニ子育て講話

お母さんとのおしゃべりタイム　身体計測・子育て相談

## ☆わたっこ広場開放

親子等で自由に遊んでいただけるように、子どもたちの遊ぶお部屋を開放しています。妊婦さんの見学も出来ますので、お気軽にお越しください。

**≪日　時≫**　月～金曜日　午前９時 00 分～午後３時 00 分

## ☆遊・友・YOU くらぶ

ひよこグループ（1 歳児）とうさぎグループ（2 歳児）合同で、親子でふれあい体操、集団遊び、政策遊び、絵本の読み聞かせ、紙芝居、季節の行事等を実施しています。

※年度初めに申込みが必要です（登録制）

**≪日　時≫**　広報・わたっこ通信・個別通知でお知らせします。

**≪周知方法≫**　個別通知

## ☆子育て支援教室

親子で交流しながら遊んでいただける教室を開催しています。

※申込みが必要です

**≪日　時≫**　広報・わたっこ通信・度会町ホームページ等でお知らせします。

## ☆リフレッシュ講座

子育て中の方が、こころとからだのリフレッシュを目的とした各種講座を行っています。

※申込みが必要です

**≪日　時≫**　広報・わたっこ通信・度会町ホームページでお知らせします

## ☆子育て講演会

子育てに関わるあらゆる方々を対象に子育てに関する講演会を開催しています。

※申込みが必要です

**≪日　時≫**　広報・わたっこ通信・度会町ホームページでお知らせします。

### ☆子育てボランティア事業

子育てボランティアの養成や支援等を行っています。子育てボランティアは、保健センターや子育て支援センターの各事業において、絵本の読み聞かせ等の活動をしています。住民のみなさんが安心して子育てを行うことができる環境づくり、子どもたちの健やかな成長に寄与することを目的に活動しています。

また年に１回程度、リサイクルイベントも開催しています。

**※子育てボランティアとして活動するためには・・・**

①子育て支援センターが実施する子育てボランティア養成講座（全４回）に参加

②すべての講座終了後に子育てボランティア会員として登録

③ご都合のつく日にボランティア活動に参加

**≪問合せ先≫**　子育て支援センター　（TEL：63-0070）

## (3) 児童虐待(疑い)の相談・連絡先

「虐待かも」と思った時や子育てに悩んだ時に、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号があります。近くの児童相談所に24時間つながります。通告・相談は、匿名で行うこともできますので、通告・相談をした方やその内容に関する秘密は守られます。

※ 一部のIP電話はつながりません。
※ 通話料がかかります。

（厚生労働省ホームページより抜粋）

**あなたのそばでこんな子を見かけませんか？ 勇気を出してご相談ください！**

- 顔や腕、足によく傷やあざをつくっている。
- ひどい泣き声や親の怒鳴り声が、ひんぱんに聞こえる。
- 衣類や体がいつも汚れている。
- 夜、何時間も外に出され、家に入れないでいる。
- 学校に行く姿をあまり見かけない。
- 暗くなっても外を歩き回り家に帰りたがらない。
- 表情が暗く、いつもオドオドしている。
- 他の子どもとよくトラブルを起こし乱暴である。

児童虐待（疑いを含む）を発見された場合は、度会町役場、南勢志摩児童相談所、
児童相談センター、または最寄りの児童委員を通じて連絡することもできます。

| 相談窓口名称 | 相談日 及び 開設時間 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 度会町役場<br>保健こども課 | 月曜～金曜 8：30～17：15<br>（ただし、休庁日は除く） | 0596-62-2413<br>0596-62-1112 |
| 南勢志摩児童相談所 | | 0596-27-5143 |
| 児童相談センター | 土曜・日曜・祝日・夜間専用 | 059-231-5901 |

**※ 通告に迷ったら**

「虐待かどうかわからない」という場合、連絡をするかどうか迷われるかもしれませんが、通告の際、虐待を確認できる証拠などは必要ありません。「虐待かもしれない」、「子育てにとても苦労しているようだ」など、親子に対して何か心配だと感じられたのであれば、通告していただくことによって、児童相談所が親子の状況を確認します。虐待でなくても、「子育てが大変」という想いを抱えていらっしゃることも多いですので、状況に応じて利用できるサービスの情報提供や相談の勧奨等を行います。

誰が通告したかの秘密は守られます。通告しなかったことによって、虐待が発見できず、子どもが命を落としてしまうことになっては遅いですので、勇気をもってご連絡ください。子育て家庭を温かく見守り、支えあえる地域にしていきましょう。

## (4) 配偶者等からの暴力（DV）に関する相談

| 相談窓口名称 | 相談日 及び 開設時間 | 電話番号<br>（FAX 番号） |
|---|---|---|
| 三重県女性相談所<br>（三重県配偶者暴力相談支援センター） | 月・火・木・金曜日<br>9：00～17：00<br>水曜日 9：00～20：00 | 059-231-5600<br>（059-231-5906） |
| 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」<br>（女性専用） | 火曜日～日曜日 9：00～12：00<br>火・金・土・日曜日<br>13：00～15：30<br>木曜日 17：00～19：00<br>（ただし、休館日は除く） | 059-233-1133 |
| 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」<br>（男性専用） | 第 1 木曜日<br>17：00～19：00<br>（ただし、休館日は除く） | 059-233-1134 |
| 多気度会福祉事務所 | 月曜日～金曜日<br>9：00～15：45 | 0596-27-5304<br>（0596-27-5790） |
| 三重県警察本部<br>警察安全相談電話 | 月曜日～金曜日<br>9：00～17：00 | #9110 または<br>059-224-9110<br>※緊急の時は 110 番！ |

# ＜急用・急病で子どもを預けたい＞

## (5) ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターとは、「育児の援助を受けたい方（依頼会員）」と「育児の援助を行いたい方（提供会員）（有償ボランティア）」を会員として組織し、地域における子育てを支援する相互援助の事業です。

※利用には、会員登録（無料）が必要です

**≪サポートのしくみ≫**

1. 依頼会員はファミリー・サポート・センターに援助を申し込みます
2. ファミリー・サポート・センターのアドバイザーが提供会員の中から適切と思われる方をあっせんします
3. 依頼会員、提供会員が互いに打ち合わせをして援助を実施し、その後報酬の受け渡しを行います

**≪対象者≫**

生後３か月から小学校６年生まで

**≪サポートの内容≫**

次のようなときにお子さんをお預かりします

- 保育所、学校、放課後児童クラブへの送迎、その前後の時間
- 学校の(夏)休み
- 保護者の急な残業
- 保護者の病気や急用
- 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事など
- 買い物等外出の際
- 兄弟の病院行き
- 軽い病児・病後児　及び　緊急時の預かりなど

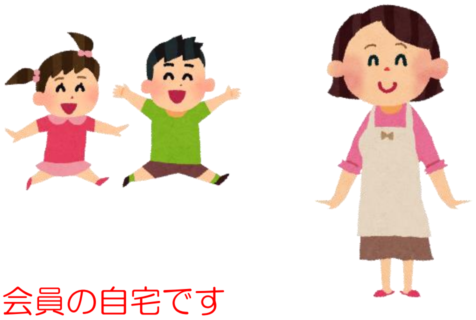

※原則としてお子さんをお預かりする場所は、提供会員の自宅です

※利用は有料で、援助を受けた後、提供会員に直接支払います

※ご利用にあたり、ご不明な点がございましたら、子育て支援センターまたは保健こども課（TEL：62-2413）までお問い合わせください。

**≪登録申し込み・問合せ先≫**

☆南勢志摩地域センター（玉城町・度会町・南伊勢町・大紀町合同）
（NPO 法人三重みなみ子どもネットワーク内　TEL：23－3938）

☆度会町子育て支援センター（TEL：63－0070）

## (6) 病児 及び 病後児保育

保育所や小学校等に通う児童のうち、病気のために集団保育を受けることが困難で、保護者の仕事等の都合により家庭でも保育することができない児童を一時的にお預かりする施設があります。

**≪場　　所≫**

病児保育エンゼル（伊勢市河崎 1-12-12）TEL：20-6512
※施設設置者　神田小児科（住所同上）TEL：22-4545

**≪利用対象≫**

町内に在住し、町内保育所・小学校に通所・通学している小学６年生までの児童

**≪開設日時≫**

月～金曜日　午前８：30～午後５：30
（祝日、年末年始、お盆など神田小児科の休診日は除く）

**≪利用できる期間≫**

７日間以内（閉所日を除く）

**≪利用料金≫**

有料

**≪利用手続≫**

（1）神田小児科または伊勢市役所（TEL21-5561）で事前登録をしてください
（2）神田小児科に利用の連絡をして事前診察を受けてください

## (7) 子育て短期支援事業

保護者の病気などで子どもの養育が一時的に困難になった場合や母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要な場合などに、その児童等を児童養護施設等において養育保護します。

**≪利用対象者≫**

児童を養育している保護者が次の理由などにより養育が一時的に困難な場合
例）児童の保護者の疾病、育児疲れ、出産、事故、災害、冠婚葬祭、
　　出張、経済的問題又は夫の暴力により母子の保護が必要な時等

**≪利用期間≫**

７日間以内

**≪利用料金≫**

所得等により異なる

**≪問合せ先≫**

役場　保健こども課　（TEL：62-2413）

## ＜子どもの体調が悪い＞

## (8)　みえ子ども医療ダイヤル

みえ子ども医療ダイヤル（小児夜間医療・健康電話相談）では、お子さんの病気・薬・事故に関することについて、 医療関係の専門相談員が家庭での対処方法、医療機関を受診すべきか等、電話での相談に対応しています。かかりつけの医療機関の診療時間を過ぎてから、医療に関するご相談が必要な出来事が起こった時にご利用ください。

≪対　　象≫　18 歳未満のお子さん 及び そのご家族
≪相談内容≫　お子さんの病気、薬、事故に関すること
≪対 応 者≫　医療関係の専門相談員
≪受付日時≫　毎日 19：30～翌８：00
（日・祝・12/31～1/3 は８：００～翌８：００）
≪電話番号≫　#8000
※ダイヤル式、光電話、IP 電話など、上記番号ではつながらない
場合は、059-232-9955 へおかけください

## (9)　休日・夜間応急診療所

夜間・日曜日・祝日に、救急車を呼ぶほどでもないが、どうしても治療を受けたい時は、まず、かかりつけ医にご相談ください。かかりつけ医と連絡がとれない場合は、伊勢市休日・夜間応急診療所をご利用ください。

≪診療時間≫

| 診療科目 | 診察日 | 診療時間 |
|---|---|---|
| 内科<br>小児科<br>(内科医 1 名体制) | 月～土曜日 | 19：30～22：00 |
| 内科<br>小児科 | 日曜日・祝日<br>12 月 31 日～1 月３日 | 10：00～12：00<br>13：00～17：00<br>19：30～22：00 |
| 歯科 | 日曜日・祝日<br>12 月 31 日～1 月３日 | 10：00～12：00<br>13：00～17：00 |

≪所在地≫　伊勢市八日市場町 13－1
**内科・小児科**　福祉健康センター内 1 階　TEL：25-8795
**歯科**　福祉健康センター別棟 1 階　TEL：27-0829

# （10）　三重県救急医療情報センター

急に体調が悪くなったりけがをしたりして、救急車を呼ぶほどではないがどうしてもすぐ治療を受けたい時は、次の手順に従って、救急医療情報センター（コールセンター）をご利用ください。

**１．かかりつけ医に連絡**

日頃、あなたの体の状態を一番よく知っているのはかかりつけ医です。まず、その医師に連絡し、指示に従うのが最適です。

**２．休日応急診療所などに連絡**

かかりつけ医の都合が悪い時、またはかかりつけ医がいない場合は、休日・夜間応急診療所（前ページ参照）などに連絡し、受診可能かどうか確認してください。

**３．救急医療情報センターに連絡**

かかりつけ医や休日・夜間応急診療所などで受診できない時は、救急医療情報センターへ電話をすると「今、診てもらえる医療機関」の案内を受けることができます。

## ☆救急医療情報システムの利用方法☆

電話番号　０５９－２２９－１１９９

**① 落ち着いてお話を**

コールセンターが電話に出ましたら、オペレーターが質問をしますので、落ち着いてお話しください。

また、深夜などは、お問い合わせに対して最寄りの医療機関を紹介できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

**② 受診の確認を**

コールセンターでは、複数の医療機関を紹介します。案内を受けた医療機関に、事前に電話をして「コールセンターで案内を受けたが、今から診察を受けに行ってよろしいか」と必ず確認し、「今から何分後に着きます」などと告げてからお出かけください。万一、受診の必要がなくなった場合は、その医療機関に必ず断りの電話をしてください。

**③ このシステムと救急車（１１９番）の利用について**

このシステムで案内された医療機関へ行く場合に、救急車を利用することはできません（救急車は、交通事故や重症の病気など、緊急に必要がある場合に出動するものです）。また、「１１９番」は、火災や救急車の出動を要請する専用電話です。１１９番に医療機関の案内を問い合わせてもお答えできません。ご注意ください。